独立財政機関(IFI)の国会設置に向けた提言

提言 draft、**IFI勉強会**, **20Jul15**

民主主義制度のインフラとして、独立財政機関(Independent Fiscal Institution)を、日本の国会の直属機関として設置すべき。当面は参議院の、その後は国会の直属機関として設置することが望ましい。

IFIの導入を必要とする理由

- 1. 日本の財政問題
- ①我が国の公的債務は先進諸国で最大(GDPの238%)。今後も増加傾向にあり、財政破綻が危惧されるため、<u>公</u>的債務の客観的予測が必要。
- ②海外の機関投資家による投機が増えた場合(徐々に増えてきている)、日本国債価格が暴落し、財政が破綻する リスクがあるため、日本<u>国債市場価格の客観的予測</u>が必要。
- ③財政破綻しなくとも、巨額の公的債務は将来世代が返済せねばならず、世代間の不公平を是正することが必要。
- ④補正予算が年度当初の財政赤字の隠れ蓑になっており、補正予算の妥当性を分析・評価することが必要。
- ⑤国民的議論のないまま個別政策が乱発され、財政支出に歯止めがかからないことから、<u>重要個別政策 ■実施制</u>度のチェックが必要。
- 2. 財政問題への対応の限界
- ⑥行政府からの財政情報は、楽観的バイアス、非合理、不透明、情報不足、説明不足、複雑である。
- ⑦国民は政府の財政対策の先送り・不作為に無意識・無関心で放任しており、民主主義制度が機能していない。
- ⑧政治主導の政策決定プロセスだけでは、有権者に痛みを求める改革が期待できない。
- ⑨政府(内閣)の権力が強大化する一方で、国会が弱体化しており、政府の予算案・政策案をチェックできていない。
- **⑩多くの先進国では<u>すでにIFIが設置</u>されている**。



財政持続可能性と民主主義制度を守り強化するため、IFIが客観的情報を提供する必要がある!

IFIの目的

- ①国家財政や政策に関する客観的で信頼できる情報を提供する情報インフラとなる。
- ②国会が財政全体や重要個別政策について推計・分析・評価する機能を、強化する。
- ③国民に当該情報を公開・広報し、国会や行政府の意思決定への国民参加を促し、民主主義制度を強化する。
- 4 国家財政の中長期の持続可能性達成を支援する。
- ⑤世代間の、税負担とサービス受益の不公平の是正を促し、世代間公平の達成を支援する。
- ⑥国民各層間の格差(特に所得格差)の将来予測を行い、格差是正策を促し、社会分断を防ぐ。

IFIの活動(機能)

- a. IFI活動の3大原則: 独立性、客観性、透明性
- b. 活動内容
- ①国会予算委員会の予算審議前に、政府提案予算案を入手し、②③④を行い結果を全議員へ提出し、国会を支援。
- ②将来経済推計:現実的な前提条件の下で中長期/超長期経済を推計し、経済の安定性を分析・評価。
- ③将来財政推計:政府提案の予算案・政策案を基に、中長期/超長期の財政全体(歳入、歳出、債務)を推計し、財政持続可能性を分析・評価。その際、世代間の財政負担とサービス受益の公平度も分析・評価。
- ④遵守監視:政府の財政政策・財政ルール・財政計画の遵守・整合性などについて監視・分析・評価。
- ⑤主要個別政策の分析・評価:その中長期の財政コスト、財政全体へのインパクト、政策目的の達成等を推計・評価 し、費用効果分析を行い、国会議員がその政策とその予算の是非を判断することの支援。
- ⑥IFIは国会の国政調査権に依拠して、政府・行政内にある必要関係情報を適時・完全に入手する権利を持つ。
- ⑦経済及び財政に関して、予算委員会を初め国会の他の委員会から要請された事案の推計・分析・評価。
- ⑧透明性:上記の結果全てを、国民及びマスメディアに公開・広報。セミナー・シンポジウム・タウンミーティングなどを 積極的に実施し、国民啓発。
- ⑨あくまでも客観的・科学的な推計・分析・評価情報を提供することを旨とし、原則として提案を行わない。
- ⑩その他:会計検査院との連携・情報共有など。

IFIの組織

- ①設置根拠・設置態勢:今後制定する「独立行政機関法(仮称)」に基づき、設置される。参議院は長期的・普遍的視座から審議する良識の府であるため、当面は参議院の、その後国会直属の機関として設置することを目指す。
- ②組織体制:80名とし、委員長1名、委員4名、専門研究スタッフ30名、研究助手30名、事務スタッフ15名。専門研究スタッフが推計・分析・評価を行い、研究助手がそれを補佐し、事務スタッフは組織事務をサポートする。経済推計部、財政推計部、部門別政策分析部、総務部を置く。60名程度から発足し、徐々に80名へ拡大。
- ③IFI委員長・委員は、参議院運営委員会が推薦し、本会議の承認を経て、参議院議長が任命する。任期は6年とし、再任は不可。ただし、次期委員会との連続性を担保する措置を講ずる。

IFI設置に向けた工程表

- ●年●月~●月:国会議員有志への説明・賛同者の確保
- ●年●月~●月:会計検査院などとの意見交換
- ●年●月~●月:議員立法案作成
- ●年●月~●月:参議院運営委員会へ提出、審議、承認
- ●年●月~●月:参議院本会議上程・審議・承認
- ●年●月~●月:委員選定、参議院議長による任命
- ●年●月~●月:設立準備(設立予算案計上、職員、事務所、事務機器など)
- 〇年〇月:IFI設置